

＜日弁連拷問等禁止条約に関するWGによる仮訳＞

拷問禁止委員会 Committee against Torture

日本政府第2回報告書についての総括所見¹

委員会50回セッションにより採択(6-31 May 2013)

ADVANCE UNEDITED VERSION

1. (採択経緯) 省略
- A. Introduction 導入
2. (謝辞) 省略
3. (代表団との建設的対話を歓迎) 省略
- B. Positive aspects 積極的側面
4. (強制失踪者保護条約と国際刑事裁判所規程の批准を歓迎) 省略
5. (締約国の次の法的措置を歓迎/入管・難民認定法の改正/D/V防止法の改正) 省略
6. (締約国による行政的・その他の措置を歓迎/最高検による監察指導部設立/第3回男女共同参画基本計画/入管収容施設視察委員会の設立/人身売買行動計画/警察捜査における取調べ適正化指針) 省略
- C. Principal subjects of concern and recommendations 主な懸念事項及び勧告
拷問の定義
7. 委員会は、締約国が条約第1条に含まれる全ての要素を含めた拷問の定義を採用するためのいかなる措置も講じていないことを懸念する(第1条)。
委員会は、締約国は条約第1条に含まれる拷問の定義を、適当な刑罰と共に、特定の犯罪として拷問を特徴づけるすべての構成要件を含める形で国内法に取り込むべきであるという前回の総括所見(CAT/CJPN/CO/1, 第10パラグラフ)における勧告を繰り返す。委員会は、条約の一般的意見2を参照し、締約国が条約に従い、他の犯罪と区別した形で拷問の犯罪を定め、定義することによって、拷問を防止するという条約の全体的な目的を直接に進めることになることを考える。

時効

8. 委員会は、2010年4月の法26号が一定の犯罪について時効を廃止し、あるいは延長したことに留意するが、時効が拷問未遂行為及び拷問の共謀又は拷問への加担となるような何人による行為を含め、拷問及び不当な取扱いに当たる行為に対する時効が残っていることを懸念する(第4条及び第12条)。
委員会は、条約第4条で求められているように、時間の制限なく、拷問に当たる行為をした者が行為の重大性に応じて訴追及び処罰されるように、締約国が時効に関する立法を条約上の義務と完全に一致させるべきであるという前回の総括所見(第12パラグラフ)における勧告を繰り返す。

ノン・ルフールマン原則と退去強制を控えた収容

9. 委員会は以下の時効を懸念する(第3条, 第11条及び第16条):
 - (a) 出入国管理及び難民認定法に基づく退去強制を命じられた庇護申請者に対して長期の、場合によっては期限の定めのない収容を行っていること
 - (b) 庇護申請者に対する収容以外の措置を制限的にしか行っていないこと
 - (c) 入国者収容所等視察委員会が効果的に任務を果たせるための資源と権限が不足していること、及び、同委員会の委員が法務省及び入国管理局により任命されること
 - (d) しばしば過剰収容となり、通訳を雇用する資源を欠く児童相談所に保護者を伴わない子どもを収容すること

¹ この翻訳は日弁連拷問等禁止条約に関するWG委員が分担して作成した仮訳であり、1-6項と24-30項は要旨のみとなっている抄訳である。この翻訳の過程で、審査に参加したNGO関係者が作成した部分(10-15は監獄人権センター、19はWAM、22は山本真理さん)を参考にした部分がある。ここに記して感謝の意を表するとともに、当方の責任でこの部分にも適宜訂正を加えていることを付記する。

(e) 条約第 3 条に定められるとおり、拷問にさらされる可能性のある国への送還を禁止する出入国管理及び難民認定法第 53 条第 3 項の効果的な履行が欠如していること

委員会の前回の勧告（第 14 パラグラフ）及び日本への訪問調査を受けた 2011 年の移住者の人権に関する特別報告者の勧告（A/HRC/17/38/Add.3, 第 82 パラグラフ）に照らし、締約国は以下のことをすべきである：

(a) 移民又は庇護申請者の収容及び退去強制に関するすべての立法及び運用を条約第 3 条に基づくノン・フルマン原則に完全に一致させる努力を継続すること

(b) 庇護申請者の収容は最後の手段としてのみ使われ、収容が必要な場合でも収容期間を可能な限り短くするようにして、強制退去を控えた収容の期間に上限を導入すること

(c) 出入国管理及び難民認定法に定められた収容以外の選択肢をさらに利用すること

(d) 特に、効果的な収容所の監視ができるようにするための適切な資源及び権限を与え、収容された移民又は庇護申請者からの不服申立てを受け、審査することができるようにより、入国者収容所等視察委員会の独立性、権限、効果をより強化すること

(e) 1954 年の無国籍者の地位に関する条約及び 1961 年の無国籍者の削減に関する条約への加盟を検討すること

代用監獄

10. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下で、警察の捜査と拘禁の機能が正式に分離されていることに留意しつつも、委員会は、代用監獄制度にセーフガードが欠如し、締約国の条約上の義務遵守を低下させていることに深刻な懸念を表明する。とくに、この制度のもとで、被疑者が、とりわけ逮捕から最初の 72 時間は弁護士へのアクセスが制限され、保釈の可能性がない状態で 23 日までの期間拘禁されうることを、深く遺憾に思う。警察留置場での起訴前拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如、独立した効果的な査察および不服申立メカニズムの欠如もまた、深刻な懸念事項である。さらに、委員会は、こうした起訴前拘禁制度の廃止ないし改革は必要ではないとの締約国の立場（A/HRC/22/14/Add.1, para.147.116）を遺憾とする（第 2 条及び第 16 条）。

委員会は前回の勧告（パラ 15）を繰り返す。すなわち締約国は、

(a) 捜査と拘禁の機能の分離を実際にも確保するため、立法その他の措置をとり、

(b) 被拘禁者が警察留置場において拘禁されうる最長期間を規定し、

(c) 起訴前拘禁におかれたすべての被疑者に、独立した医療的援助を受ける権利および親族と接触する権利のみならず、取調べの過程を通じて弁護士に秘密にアクセスする権利、逮捕時点から法律扶助を受ける権利、

自己の事件に関する全ての警察記録にアクセスする権利を含め、すべての基本的な法的保護措置を保障し、

(d) 締約国の法と実務を国際基準に完全に合致させるため、代用監獄制度の廃止を検討するべきである。

取調べ及び自白

11. 委員会は、有罪判決は自白だけに基づくものではなく、取調べの指針が、確実に被疑者が犯罪について自白を強要されないようにしているという締約国の発言に加え、拷問および虐待のもとで獲得された自白が法廷で証拠として許容されないことを規定する日本国憲法 38 条 2 項および刑事訴訟法 319 条 1 項について留意する。しかしながら、委員会は以下の事項について依然として深刻な懸念を抱いている（第 2 条および第 15 条）。

(a) 締約国の司法制度が、実務上、自白に強く依存しており、自白はしばしば弁護士がいらない状態で代用監獄での拘禁中に獲得される。委員会は、叩く、脅す、眠らせない、休憩なしの長時間の取り調べといった虐待について報告を受けている。

(b) すべての取り調べの間、弁護人を立ち会わせることが義務的とされていないこと

(c) 警察拘禁中の被拘禁者の取り調べが適切な行為であることを証明するための手段が欠けていること、とくに、取調べ継続時間に厳格な制限がないこと

(d) 被疑者およびその弁護士から検察官に申し立てられた取調べに関する 141 件の苦情のうち、一件も訴訟に至っていないこと

委員会は、締約国が、条約第 15 条はもとより、日本国憲法 38 条 2 項、刑事訴訟法 319 条 1 項にしたがい、拷問および虐待のもとで獲得された自白が法廷における証拠として許容されないことを実務上確実にす

るために、すべての必要な手段をとるべきであるという、前回の勧告（パラ16）を繰り返す。とりわけ以下の措置をとるべきである。

- (a) 取調べ時間の長さについて規則を設け、その不遵守に対しては適切な制裁を設けること
- (b) 刑事訴追において自白を証明のための第一次的かつ中心的な要素としてこれに依拠する実務をやめるため、犯罪捜査手法を改善すること、
- (c) 取調べの全過程の電子的記録といった保護措置を実施し、その記録が法廷で利用可能とされることを確実にすること、
- (d) 委員会に対し、強制・拷問もしくは脅しのもとの自白、あるいは長時間の逮捕ないし拘禁の後にお願いされた自白であって、刑事訴訟法319条1項に基づき証拠として許容されなかった自白の数を通知すること

不服申立の仕組み

12. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもとで設けられた不服申立制度に関する情報にもかかわらず、委員会は、警察に拘禁されている人を含め、自由を奪われた人に対する拷問および虐待の訴えを受理し、これについて公平な調査を行い、かつ、責任があると認められた公務員が適切に処罰されることを確実にするための、独立かつ効果的な不服申立の仕組みが欠如していることに、依然として懸念を有する。委員会はまた、国家賠償を求める訴え、ないし懲戒処分に関する情報がなく（2条, 4条,

12条, 13条, 16条）。

委員会は、前回の勧告（パラ21）を繰り返す。すなわち締約国は、

- (a) 不服申立に特化した独立かつ効果的な機関の設立を考慮し、公務員による拷問および虐待のすべての訴えについての迅速・公平かつ完全な調査、及び、事案の重大性を考慮して、責任のある公務員を訴追し、刑罰をもって処罰することを確実にすること
- (b) 実際上、不服申立人が、その申立ないし何らかの証言を行った結果としてなされる、いかなる報復からも保護されることを確実にすること
- (c) 分類統計を含め、拷問及び虐待につき公務員に対してなされた不服申立の数についての情報、同様に、刑事手続と懲戒手続の双方の手続きの結果に関する情報を収集すること

拘禁状況

13. 拘禁状況を改善し、刑事施設の定員を増加させるための締約国の努力にもかかわらず、委員会は依然として以下の点に懸念を有する（第11条, 第16条）。

- (a) 女子刑務所を含む一定の施設における過剰収容
- (b) 拘禁施設内での医療への不十分なアクセスと医療スタッフの深刻な不足
- (c) 刑務所において心の健康に関するケアが十分に提供されていないこと、及び、精神疾患のある受刑者に対して独居拘禁が広範に使用されており、それによって自殺企図のリスクが増加していることを示す報告
- (d) 第二種手錠や拘束衣といった拘束具の使用に関して、十分な保護手段及び監視メカニズムが欠如していること。

締約国は、以下の措置を講ずることによって、国連被拘禁者処遇最低基準規則に適合した形で刑事施設における拘禁条件を改善するための努力を強化するべきである。

- (a) 特に、非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルール）と女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコクルール）に照らし、拘禁の代替としての非拘禁措置の広い適用を通じて、高い過剰拘禁率を引き下げること
- (b) 自由を奪われたすべての人のために心身の健康に対する十分なケアを提供すること
- (c) 条約の下における締約国の義務を遵守するために、第二種手錠の使用とその使用時間の長さを厳格に監視すること、及び、被拘禁者を拘束する器具の使用を完全に禁止することを検討すること

独居拘禁

14. 委員会は、独居拘禁がしばしば期間の制限なく、幅広く長期間にわたって使用され続けていること、及び、受刑者の隔離の決定は、施設の長の裁量に委ねられていることに、依然として強い懸念を有する。委員

会は、刑務所の医師が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下で隔離された受刑者の定期的な医療上の検査に直接関与していること、及び、このような実務が、受刑者の健康状態を守る上で主要な要素である医師と患者の関係が悪化させる可能性があること（第2条、第11条、第16条）。

条約及び国連被拘禁者処遇最低基準規則の規定を考慮し、委員会は締約国に対し、以下の点を強く求める。

(a) 独居拘禁は、厳しい監督のもとで最小限の期間、かつ司法審査が可能な状況での最後の手段に留まることを確実にするため、法律を改正すること。また、締約国は、隔離の決定のための明確かつ具体的な基準を確立するべきである

(b) 独居拘禁の期間を通じて、資格をもった医療従事者によって被拘禁者の身体的および精神的状態について定期的に監視及び検査するシステムを確立し、そうした医療記録を被拘禁者とその弁護士に開示すること

(c) 独居拘禁に付されている期間においても、被拘禁者にとって心理的に意味のある社会的接触の程度を引き上げること。

(d) 現在行われている独居拘禁使用の実務について数値を出し評価すること。および、独居拘禁の使用とその条件に関する具体的なで細分化された情報を提供すること。

死刑

15. 委員会は締約国における死刑確定者の拘禁状況、とりわけ以下の点について、深い懸念を抱いている（第2条、11条、16条）。

(a) 死刑確定者の執行を取り巻く不必要な秘密主義と不明確さ。超法規的、略式または恣意的処刑に関する特別報告者が述べているように、死刑確定者やその家族に対して死刑執行の日時の事前通知を拒否することとは、明確な人権侵害である（E/CN.4/2006/53/Add.3, para.32）。

(b) 死刑確定者に対して多くの場合長期間にわたり、そしていくつもの事例では30年をも超える期間、独居拘禁を用い、かつ、外部との接触を制限していること

(c) 弁護士への秘密のアクセスが制限されていることを含め、弁護士による援助を受ける権利への妨害

(d) 上訴の権利を行使せずに有罪となり死刑を科される被告人の数が増加していることを考慮し、死刑事件に義務的な上訴制度が欠如していること。

(e) 2007年以降、恩赦の権限が行使されておらず、恩赦、減刑や刑の執行の延期を追求するための手続に透明性が欠如していること。さらに、委員会は、小林薫の事例におけるように再審手続きや恩赦の請求が死刑の執行停止につながらないことを深く遺憾に思う。

(f) 心神喪失の状態にある死刑確定者の執行を禁止している刑事訴訟法479条1項に反して、藤間静波の事例におけるように、たとえその人物が裁判所によって精神疾患であると認定されていても、死刑が執行されたことについての報告があること。

委員会による前回の勧告（para.17）及び規約人権委員会による勧告（CCPR/C/GC/32, para.38）、さらに、超法規的、略式または恣意的処刑に関する特別報告者による報告（A/HRC/14/24/Add.1, paras.515以降）に照らし、委員会は、とりわけ以下の手段により、死刑確定者が条約により規定されたすべての法的保護手段と保護を与えられることを確実にするよう、締約国に強く求める。

(a) 死刑確定者とその家族に、予定されている死刑執行の日時を、合理的な事前の通知を与えること

(b) 死刑確定者に対する独居拘禁の規則を改訂すること

(c) 手続のすべての段階において、死刑確定者に弁護士による効果的援助を保障し、かつ、死刑確定者とその弁護士とのすべての面会について厳格な秘密性を保障すること

(d) 死刑確定者に恩赦、減刑、刑の執行の延期を実際に利用可能とすること

(e) 第一審における死刑の有罪判決の効力を未確定とし、死刑事件に義務的な再審査の制度を導入すること

(f) 死刑確定者に精神疾患があることについて信頼し得る証拠がある場合は、その全ての事案について独立した検討を確実に行うこと。さらに、締約国は、刑事訴訟法479条1項に従って、精神疾患を持つ被拘禁

者は執行されないことを確実にすべきである

- (g) 性別, 年齢, 民族性と犯罪の別により細分化された死刑確定者についての情報を提供すること
- (h) 死刑を廃止する可能性を検討すること

16. 国内人権機関

委員会は、未だに締約国がパリ原則に則って国内人権機関を設立していないことに懸念をもつ。

委員会は、締約国が UPR (A/HRC/22/14/Add.1, para.147.47 *et seq.*) の中で行った約束に注目しており、締約国に対して、人権の促進及び擁護を行うための国内機関の地位に係る原則（パリ原則及び国連総会決議）に則った独立した国内人権機関の設立を迅速に行うことを促す。

研修

17. 締約国によって開始された様々な人権研修のためのプログラムについては留意しつつ、委員会は、締約国がすべての入国管理官のための条約についての研修を提供していないこと、イスタンブール議定書²が研修プログラムに取り入れられていないことに懸念を有する。また、これらの研修プログラムがジェンダーに基づく暴力、そして虐待を含む拷問事件の事件数を減らすうえで、どのような有効性とインパクトがあったかについての情報が不足していることも懸念される（11 条）。

(a) すべての関係者、とりわけ裁判官、法執行官、刑務官や入国管理官が、条約の条項について認識していることを確認するために、さらに研修プログラムを開発し、強化すること。

(b) 定期的に、拷問の事件の調査や書類の作成に携わる医療従事者やその他の関係者に対して、「拷問及びその他の残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いまたは処罰に関する効果的な調査と報告についてのマニェアル（イスタンブール議定書）」にもとづくトレーニングを提供すること。

(c) 法執行官の研修において非政府組織の関与を奨励すること。

(d) ジェンダーに基づく暴力や虐待などの予防や拷問の絶対的禁止に関する研修プログラムの効果と影響を評価すること。

補償やリハビリテーションを含む救済

18. 国家賠償法第 1 条は被害者が国又は公共機関に対して損害賠償を求めることができると定めているにもかかわらず、委員会は、以下の事項について引き続き懸念を有する。

- (a) 拷問や虐待行為の被害者が、救済を取得し、適切な補償を受けようとする際に直面する困難について報告がなされていること。
- (b) 時効や外国人に対する相互主義規定など補償を受ける権利について制限があること。
- (c) 拷問や虐待の被害者が要求し、支払われた補償に関する情報が欠如していること。（14 条）

締約国が拷問の犠牲者に対して提供すべき救済の義務の内容と範囲を明確にした条約の第 14 条についての一般的意見 33 を参照しつつ、委員会は、締約国に対し、すべての拷問や虐待の行為の犠牲者が、公正かつ適切な補償とできるだけ完全なリハビリテーションを受けられるだけでなく、真実への権利を含む救済のための権利を完全に行使することができるようにするための努力を強化することを勧告する。

委員会は、締約国に対して、次の情報を提供するよう求める。

- (a) 締約国は、裁判所によって命じられ、拷問や虐待の被害者またはその家族に提供された救済と補償措置についての情報を委員会に提供すべきである。この情報は、拷問や虐待の被害者のために要求され、認められ、現実に支払われた具体的な金額を、実際のそれぞれの事件ごとに提供されるべきである。
- (b) いずれかの継続的なリハビリテーションプログラムについての情報とこのような効果的なプログラムを実施するために十分なリソース（人員と財政のこと一訳注）を割り当てること。

² 1999 年に国連の公式文書となった「拷問及びその他の残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いまたは処罰に関する効果的な調査と報告についてのマニェアル」のことであり、通称イスタンブール議定書と呼ばれる。このマニェアルには、物理的・精神的暴行に対してどのように証拠を保全していくべきかが記されている。

³ 一般的意見とは条約機関がまとめる条約の各条項の解釈基準のことである。拷問犠牲者に対する救済措置について定める条約 14 条について、拷問等禁止委員会は 2012 年に一般的意見 3（Implementation of article 14 (redress for victims of torture) by States parties）をまとめている。本文は次のところで見ることができる。

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/comments.htm>

軍事性奴隷制の被害者

19 第二次世界大戦中の日本軍性奴隷制の慣行の被害者、いわゆる「慰安婦」に対して行われた虐待を認めるためにとられた諸手段に関して日本政府から提供された情報にもかかわらず、委員会はこの問題に対処するに当たり、締約国が、特に以下について本条約に基づく責務を果たすのを怠っていることに、深い懸念をもち続けている（条約第1条、第2条、第4条、第10条、第14条、第16条）。

(a) 適正な救済とリハビリテーションを被害者に提供するのを怠ったこと。委員会は、公的資金ではなく民間の募金による財政で賄った賠償が、不十分かつ不適切であったことを遺憾とする。

(b) 拷問のこのような行為の加害者を訴追し、裁きの場に立たせて刑を受けさせるのを怠ったこと。委員会は、拷問の効果が本質的に継続的である点に鑑み、被害者が受けるべき救済、賠償、リハビリテーションを奪うため、時効は適用されるべきでないことを想起する。

(c) 関連の諸事実および資料の隠ぺい、または公開を怠ったこと

(d) 複数の国会議員を含む国および地方の、高い地位の公人や政治家による、事実の公的な否定や被害者に再び心的外傷を負わせることが継続していること

(e) とりわけ歴史教科書でこの問題に関する記述が減少していることにみられるように、ジェンダーに基づく条約違反を防止するための効果的な教育的施策を実施するのを怠ったこと

(f) 本委員会の勧告や、その他の多くの国連人権機関、とりわけ自由権規約委員会(CCPR/C/JPN/CO/5, para.22)、女性差別撤廃委員会(CEDAW/C/JPN/CO/6, para.38)、社会権規約委員会(CEDAW/C/JPN/CO/6, para.38)、人権理事会から委任を受けた複数の特別手続などによる諸勧告と類似のものであるところの、この問題に関連して UPR（国連「普遍的定期的審査」）の文脈でなされた複数の勧告を、締約国が拒絶（A/HRC/22/14/Add.1, paras.147.145 et seq.）していること。

本委員会一般的意見第3号を想起しつつ、本委員会は締約国に対し、即時かつ効果的な立法的および行政的措置をとり、「慰安婦」の諸問題について被害者中心の解決策をとるよう強く求める。特に：

- (a) 性奴隷制の諸犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑をもって処罰すること
- (b) 政府当局者や公的な人物による事実の否定、およびそのような繰り返される否定によって被害者に再び心的外傷を与える動きに反駁すること
- (c) 関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること
- (d) 被害者の救済を受ける権利を確認し、それに基づき、賠償、満足、できる限り十分なリハビリテーションを行うための手段を含む十全で効果的な救済と補償を行うこと
- (e) 本条約の下での締約国の責務に対するさらなる侵害がなされないよう予防する手段として、この問題について公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を含めること。

女性に対する暴力及びジェンダーに基づく暴力

20. 締約国がジェンダーに基づく暴力に取り組んでいることに留意しつつも、当委員会は、かかる暴力、とりわけドメスティック・バイオレンス、近親姦及び婚姻内強姦を含む強姦の相次ぐ発生や報告、にもかかわらずかかる事件についての告訴・捜査・起訴・有罪判決の少なさ、及び不十分な被害者保護について懸念する。さらに、委員会は、性犯罪を訴追するために刑法が被害者の告訴を要求していることに懸念を表明する

（第2、12、13、14及び16条）

前回審査の際の当委員会の勧告（25段落）、及び女性差別撤廃委員会の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/6、31乃至34段落）を踏まえて、締約国は、ドメスティック・バイオレンス、近親姦及び婚姻内強姦を含む強姦を含む、ジェンダーに基づくあらゆる形態の虐待を予防し、かつ訴追する取り組みを、特に以下によって強化しなければならない。

(a) 法的、教育的、財政的、社会的な項目を含む女性に対する暴力の撤廃に向けた首尾一貫した、包括的な国家戦略を採用して、実行すること。

(b) かかる暴力被害者に告訴のメカニズムへのアクセスを保障し、被害者の身体的・心理的リハビリテーションを促進すること。かかる支援は、締約国内の外国軍隊を含む軍人による被害にも広げる必要がある。

(c) すべての女性に対する暴力について、迅速、効果的、かつ、公平に捜査を実施し、責任を負うべき者を

起訴すること。当委員会は、締約国に、性犯罪を告訴なしで起訴できるよう法改正することを促す。

(d)すべての形態の女性に対する暴力及びジェンダーに基づく暴力についての意識向上のキャンペーンを拡大すること。

人身取引

21. 2009年の人身取引対策行動計画を含む締約国の人身取引に対する取組みに留意しつつも、当委員会は、かかる行動計画についての情報が乏しいこと、人身取引罪で逮捕された者、起訴された者、有罪判決を受けた者の大きな不一致について懸念する。当委員会は、調整・監視機関についての情報不足、及びとくに子どもに対する人身取引について、人身取引に取り組む措置の効果についての情報の欠如について遺憾に思う(第2、12、13、14、及び16条)。

当委員会は、締約国に、人身取引に関する国連特別報告者による、2009年の来日後になされた勧告(HRC/14/32/Add.4)を完全に実施することを要求する。特に締約国は、以下を確実にしなければならない。

(a)人身取引の被害者に、身体的及び心理的回復のための十分な支援が提供されること。(b)人身取引の被害者が違法移民と誤認されて救済を受けられずに強制退去させられないよう、明確な被害者の認定手続きを創設すること。

(c)加害者が起訴され、適切な刑罰で処罰されること。

(d)これらの点について関連する公務員に専門トレーニングが提供されること。

(e)「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の批准を検討すること。

精神保健ケア

22.精神保健施設に対して運用上の制限を確立している精神保健福祉法にもかかわらず、また締約国代表の提供した追加情報にもかかわらず、委員会は非常に多数の精神障害者と知的障害者が非常に長期間精神保健ケア施設に非自発的に留められていることに懸念を持たざるをえない。非人道的で品位を傷つける程度におよぶ行為である、独居拘禁、身体拘束そして強制医療が頻繁に行われていることを、委員会はさらに懸念する。精神保健ケアに関する計画についての対話の間に得られた情報を考慮しても、委員会は精神障害者の入院に代わる選択肢に焦点を当てた処遇に欠けていることに懸念を持たざるをえない。最後に、拘束的な手段が過剰に使用されていることへの効果的で公平な調査がしばしば欠けていること、同様に関連する統計的データが欠けていることに懸念を表明する(2,11,13,16条)

委員会は締約国に対して以下を確保するよう要請する

(a) 非自発的治療と収容に対して効果的な司法的なコントロールを確立すること、同様に効果な不服申立ての機構を確立すること

(b) 外来と地域でのサービスを開発し収容されている患者数を減らすこと

(c) 精神医療および社会的ケア施設を含む自由の剥奪が行われるすべての場において、効果的な法的なセーフガードが守られること

(d) 効果的な不服申立ての機関へのアクセスを強化すること

(e) 身体拘束と独居拘禁が避けられ、あるいはコントロールのためのすべての代替手段がつかされた時に、最後の手段として可能な限り最小限の期間、厳しい医療的監督下でいかなるこうした行為も適切に記録された上で、適用されること

(f) こうした拘束的な方法が過剰に使用され患者を傷つける結果をもたらした場合には、効果的で公平は調査が行われること

(g) 被害者に対して救済と賠償が提供されること

(h) 独立した監視機関がすべての精神医療施設に対して定期的訪問を行うことを確保すること

体罰

23. 児童虐待防止法第3条の下で児童虐待が禁止されていることには留意した上で、委員会は、国連子ども権利委員会によって提起された「家庭及び代替的養護現場における体罰が法律によって明示的に禁止されておらず、また、民法及び児童虐待防止法が適切なしつけの使用を認めており、場合による体罰の許容性に

について不明確である」との懸念（CRC/C/JPN/CO/8,para.47).を共有する。

締約国は、法律によって、あらゆる場面における子どもに対する体罰及びあらゆる形態の品位を傷つける取扱いを明確に禁止するべきである。

その他の問題

24. (締約国は統計データ収集のための効果的システムを確立すべき) 省略

25. (締約国は恣意的拘禁WGなどの国連人権保障システムと協力を強化すること) 省略

26. (UPR 手続へのコミットメントに留意し、国内における討論を加速し、OPCAT (国際的な査察制度と国内的な査察制度を融合した拷問禁止条約の選択議定書⁴ 訳注) をできる限り速やかにひじゅんすること) 省略

27. (未批准の主要国連人権条約自由権規約第2 選択議定書、移労働者及び家族の保護条約、障害者権利条約を批准すること⁴)

28. (公式ウェブサイトを、メディア、NGOを通じた報告書と総括所見の頒布、適切な言語への翻訳) 省略

29. (フォローアップの期日は2014年5月31日、フォローアップ条項は、10 (代用監獄), 11 (取調と自白), 15 (死刑) の項目に含まれる拘禁された者に対する法的なセーフガードを確実にし、強めること、拷問虐待行為者に対する速やかで、公平で、効果的な調査と起訴と制裁に関する事項と19項 (軍事性奴隷制) に含まれる犠牲者に対する救済と賠償)

30. (第3 回報告書の提出期限は2017年5月31日) 省略

⁴ 一訳注ここで委員会は自由権規約の第1 選択議定書を落としているが、おそらく日本政府がこの重要な議定書を否定していないことはあり得ないという誤解からのごとであらう。